

広域系統整備計画の進捗状況について (報告)

平成29年8月4日
広域系統整備委員会事務局

■これまでの経緯

- 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画
 - ✓ 平成28年 6月 広域系統整備計画策定
 - ✓ 平成28年10月 進捗状況報告（第1回）
 - ✓ 平成29年 4月 進捗状況報告（第2回）
- 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画
 - ✓ 平成29年 2月 広域系統整備計画策定
 - ✓ 平成29年 4月 進捗状況報告（第1回）

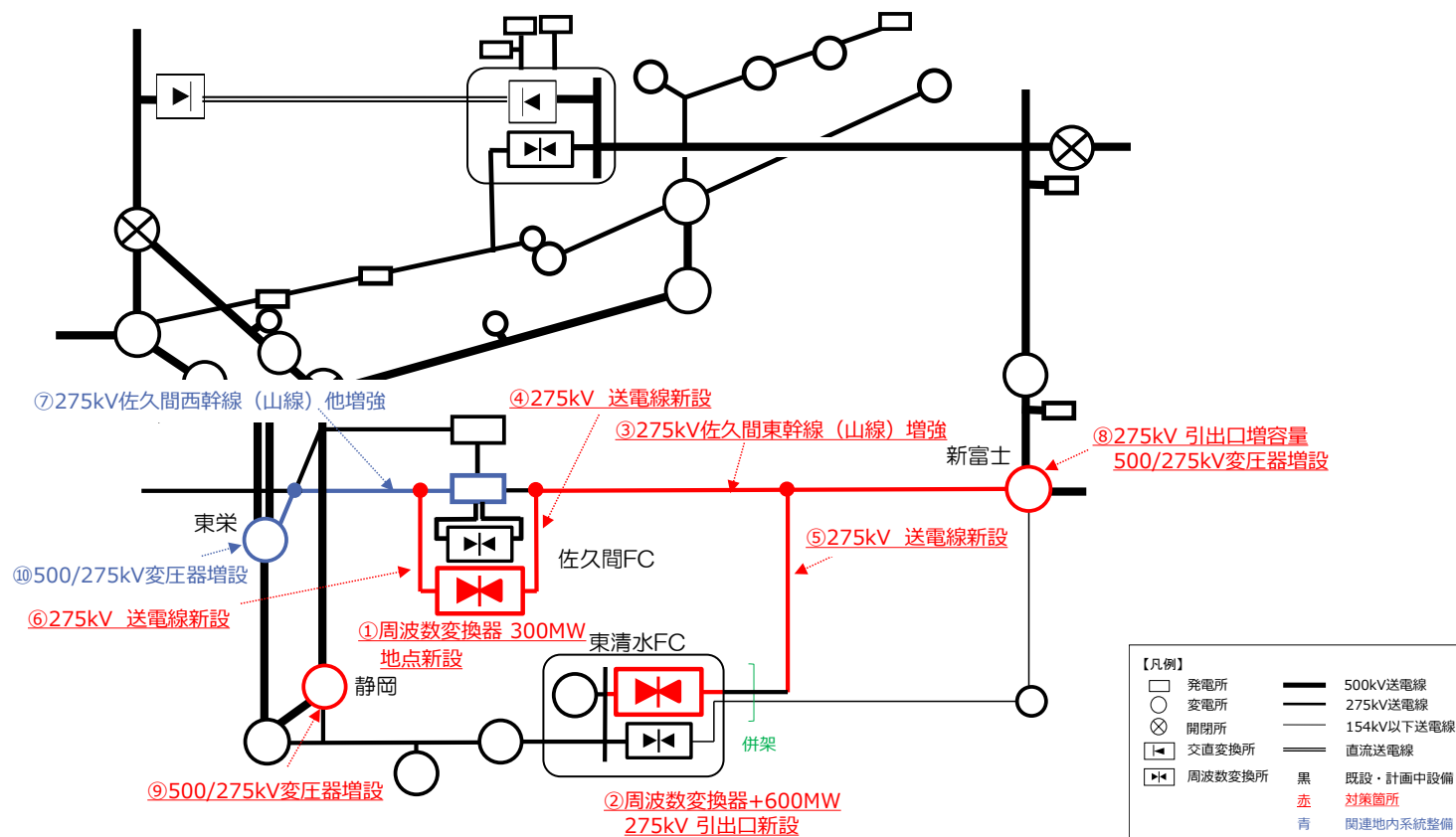
■今回ご報告事項

- 広域系統整備計画の進捗状況について
 1. 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画（第3回）
 2. 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画（第2回）

- 平成29年3月末時点の進捗状況の報告以降、事業実施主体（東京電力パワーグリッド、中部電力、電源開発）より業務規程62条に基づき、四半期（平成29年6月末時点）の進捗状況が提出され、これを確認したので報告する。
- これまでの主な実施事項（平成29年4月～平成29年6月末）
 - 東清水FC、新佐久間FCの**自励式変換装置等共同公募の実施**
（事前資格審査の一環として応札希望者とのコミュニケーションを実施中）
 - 東清水FC 調査・設計業務実施中
（法面設計、耐震設計、土地造成基本設計）
 - 東栄変電所 調査業務着手（平成29年4月から**既設母線、鉄構強度検討中**）
 - 東清水線(仮称) 調査・測量業務着手（平成29年6月から**航空測量**に着手）
 - 電源開発においては、4月に現地事務所設置のうえ、新佐久間FC、佐久間東幹(山線)他の調査・設計業務実施中
- 今後の予定
 - **各工事において調査・測量等を順次進めていく。**
 - 東清水FC工事においては、自励式変換装置等の共同公募の結果を踏まえ、**競争調達を前提に最適な発注方式を検討**していく。
 - 重要送電設備等の指定に係る準備状況としては、**平成29年中の指定**を目指し、可能な限り早期の申請を行う予定であり、本機関も関係者との協議など支援していく。

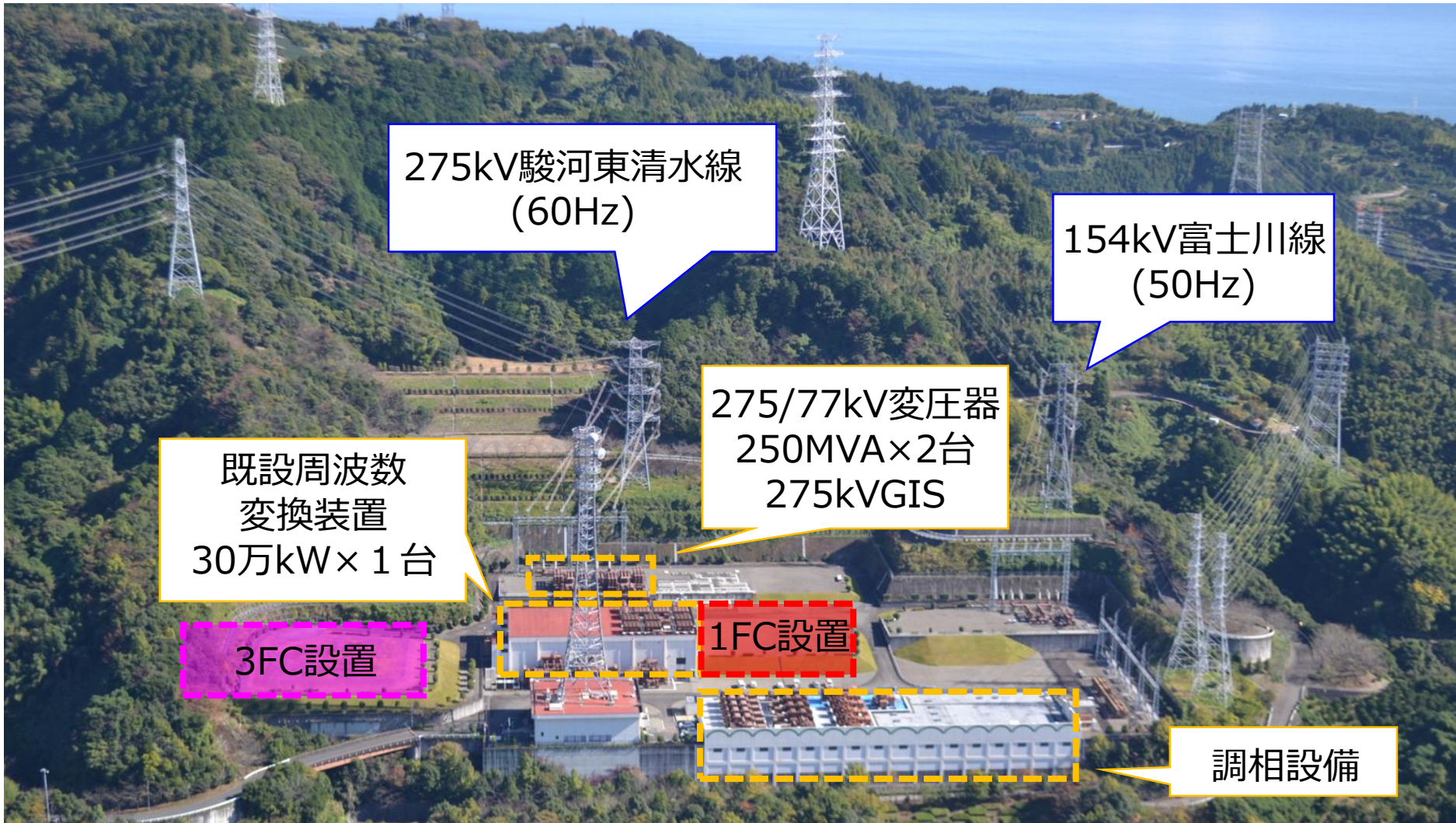
事業実施主体	主な工事
東京電力パワーグリッド	⑤東清水線（仮称）新設、⑧新富士変電所工事
中部電力	②東清水FC増強工事、⑨静岡変電所工事、⑩東栄変電所工事※
電源開発	①新佐久間FC（仮称）新設工事、 ③④⑥⑦佐久間東幹線（山線）増強工事・佐久間西幹線（山線）増強工事※他

※関連地内系統整備を含む



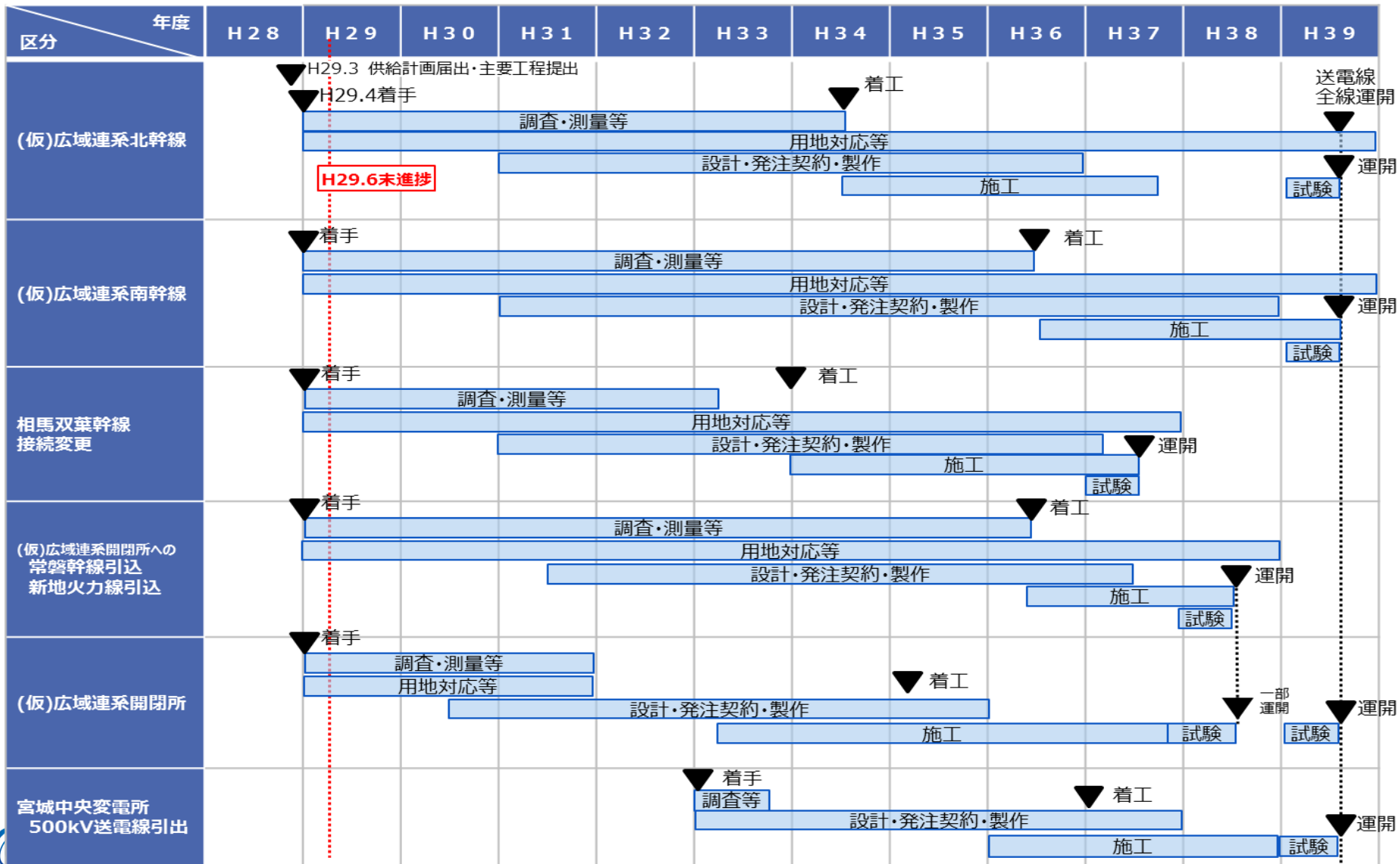
(参考) 東清水変電所 全景

- 東清水変電所は、周波数変換設備 (30万kW×1台) および、275/77kV変圧器250MVA×2台を運転している。
- 周波数変換設備は、今回工事において、30万kW×2台を設置し、合計90万kWの運用容量となる。

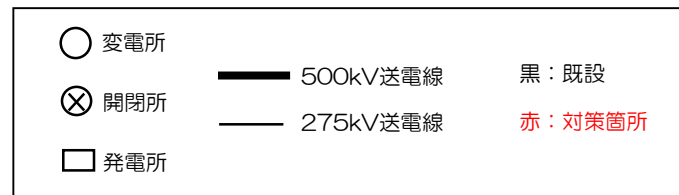
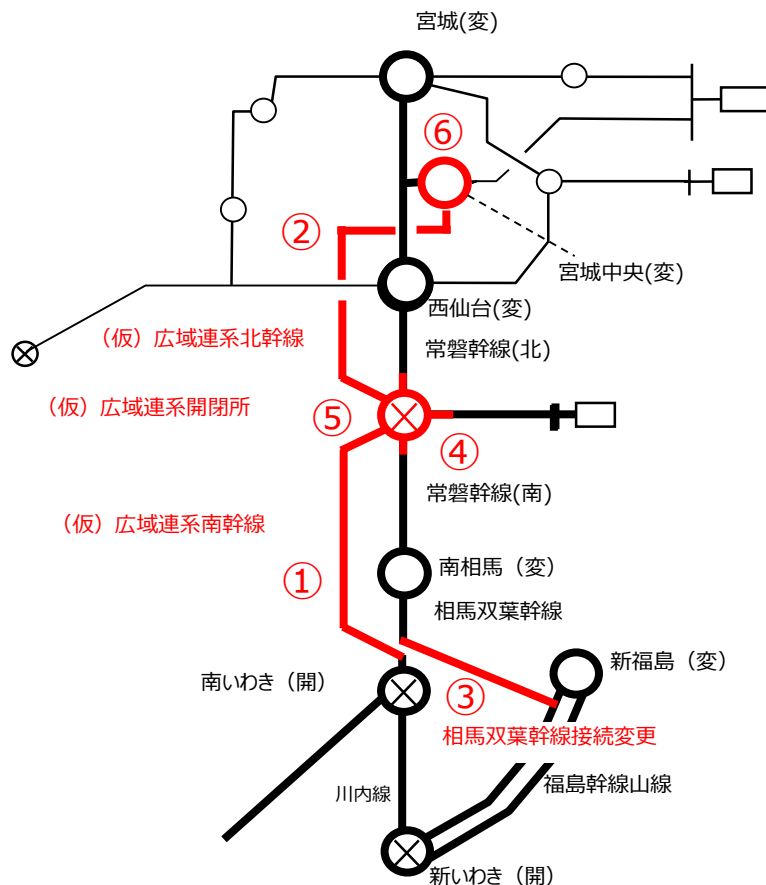


- 平成29年3月末時点の進捗状況の報告以降、事業実施主体（東北電力）より業務規程62条に基づき、四半期（6月末時点）の状況が提出され、これを確認したので報告する。
- これまでの主な実施事項（平成29年4月～6月末）
 - 重要送電設備等指定申請に係る準備実施中
 - 送電線ルート等調査，地権者調査を開始：平成29年4月～
 - 関連する自治体（首長）へ事業実施主体より事業計画説明：平成29年5月～6月〔訪問先〕2県，15市町村（本機関も同行）
- 今後の予定
 - 各工事において調査・測量等を順次進めていく。
 - 専任体制として宮城，福島に「広域連系線立地事務所」を設置：平成29年7月
 - 重要送電設備等の指定に係る準備状況としては、平成29年中の指定を目指し、可能な限り早期の申請を行う予定であり、本機関も関係者との協議など支援していく。

■ 主要工程は以下のとおり。



事業実施主体	主な工事
東北電力	① (仮) 広域連系南幹線新設、② (仮) 広域連系北幹線新設 ③ 相馬双葉幹線接続変更、④ (仮) 広域連系開閉所への既設500kV送電線引込、 ⑤ (仮) 広域連系開閉所新設、⑥ 宮城中央変電所500kV送電線引出



【業務規程】

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

第62条 **本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の進捗状況を把握する。**

- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

(広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。

【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。

- 一 **広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程**
- 二 **四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報**

- 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。